鹿児島刑務所	
沖縄刑務所	

二　少年刑務所の支所

所轄少年刑務所	名称	位置
鹿児島拘置支所	鹿児島市	
大島拘置支所	奄美市	
八重山刑務支所	石垣市	
那覇拘置支所	那覇市	
宮古拘置支所	宮古島市	
盛岡少年刑務所		
一関拘置支所	一関市	
川越少年刑務所		
さいたま拘置支所	さいたま市	
熊谷拘置支所	熊谷市	

松本少年刑務所	
姫路少年刑務所	

三　拘置所の支所

所轄拘置所	名称	位置
東京拘置所	松戸拘置支所	松戸市
名古屋拘置所	一宮拘置支所	一宮市
	半田拘置支所	半田市
京都拘置所	奈良拘置支所	奈良市
	葛城拘置支所	大和高田市
大阪拘置所	尼崎拘置支所	尼崎市
福岡拘置所	小倉拘置支所	北九州市
	飯田拘置支所	飯田市
	上諏訪拘置支所	諏訪市
	姫路拘置支所	姫路市

○法務省令第二十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（少年院に置く課等） **第五条**　［略］ ［２・３　略］ ４　前三項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（北海少年院、東北少年院、榛名女子学園、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院にあっては二人、東日本少年矯正医療・教育センターにあっては三人）を置く。 （少年院の首席専門官の職務） **第十条**　［略］ ２　北海少年院、東北少年院、榛名女子学園、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。 ３　［略］ （少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百三十七人以内を置く。 ［２・３　略］ （少年鑑別所に置く課等） **第十八条**　［略］ ２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所、松江少年鑑別所、徳島少年鑑別所、高知少年鑑別所及び佐賀少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。	（少年院に置く課等） **第五条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　前三項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（北海少年院、東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院にあっては二人、東日本少年矯正医療・教育センターにあっては三人）を置く。 （少年院の首席専門官の職務） **第十条**　［同上］ ２　北海少年院、東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。 ３　［同上］ （少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百三十八人以内を置く。 ［２・３　同上］ （少年鑑別所に置く課等） **第十八条**　［同上］ ２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所、松江少年鑑別所、徳島少年鑑別所及び高知少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。